

参考資料

令和6年第1回市議会（定例会）
議案（条例関係） 新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その8）

堺 市

目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その8)

議案第 53 号	堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例	1
議案第 54 号	堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	21

< 議案第 5 3 号 堺市国民健康保険条例の一部を改正する条例 >

堺市国民健康保険条例（昭和 3 4 年条例第 2 3 号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（<u>一般被保険者に係る基礎賦課総額</u>）</p> <p>第 9 条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者（法附則第 7 条第 1 項に規定する退職被保険者等（以下単に「退職被保険者等」という。）以外</u>の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第 1 5 条の 2、第 1 5 条の 4 又は第 1 5 条の 5 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「<u>基礎賦課総額</u>」という。）は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア <u>療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）</u>の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（<u>一般被保険者に係るものに限る。</u>）の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第 2 2 条の規定により読み替えられた法第 7 5 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金を</p>	<p>（基礎賦課総額）</p> <p>第 9 条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第 1 5 条の 2、第 1 5 条の 4 又は第 1 5 条の 5 の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額は、第 1 号に掲げる額の見込額から第 2 号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第 7 条の規定により読み替えられた法第 7 5 条の 7 第 1 項の国民健康保険事業費納付金をい</p>

いう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による後期高齢者支援金等(以下単に「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下単に「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)

う。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定による後期高齢者支援金等(以下単に「後期高齢者支援金等」という。))、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下単に「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ (略)

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))の額を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額から、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額の合算額を控除して得た額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額から、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「算定政令」という。）第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額の合算額を控除して得た額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに算定政令第6条第6項第1号から第3号まで

びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）の額並びに算定政令第6条第6項第1号から第3号までに掲げる額の合算額を除く。）の額

（一般被保険者に係る基礎賦課額）

第9条の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、一般被保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

2 (略)

（一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定）

第10条 前条の所得割額は、一般被保険者に係る前年の所得について算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2

に掲げる額の合算額を除く。）の額

（基礎賦課額）

第9条の2 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、被保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

2 (略)

（基礎賦課額の所得割額の算定）

第10条 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る前年の所得について算定した地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第

項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。第15条の2第1項第1号において「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において準

2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。第15条の2第1項第1号において「外国居住者等所得相互免除法」という。)第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12条第6項及び第16条第3項において

用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第15条の2第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第11条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。この場合において、第3号イ又はウに掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア (略)

イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と

準用する場合を含む。同号において同じ。)に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。第15条の2第1項第1号において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

2 (略)

(基礎賦課額の保険料率)

第11条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。この場合において、第3号イ又はウに掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア (略)

イ 特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と

同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） アに定める額に4分の3を乗じて得た額

2 (略)

(退職被保険者等に係る基礎賦課額)

第11条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)

第11条の3 前条の所得割額は、退職被保険者等の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第11条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)

第11条の4 第11条の2の被保険者均等割額は、第11条第1項第2号に規定する額と同額とする。

同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。） アに定める額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。） アに定める額に4分の3を乗じて得た額

2 (略)

第11条の2から第11条の4まで 削除

(退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)

第11条の4の2 第11条の2の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第11条第1項第3号アに定める額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条第1項第3号イに定める額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条第1項第3号ウに定める額

(基礎賦課限度額)

第11条の5 第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第9条の2の基礎賦課額と第11条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。)は、650,000円を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第11条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第15条の2第3項、第15条の4第2項若しくは

(削る)

(基礎賦課限度額)

第11条の5 第9条の2の基礎賦課額は、650,000円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第11条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第15条の2第3項、第15条の4第2項若しくは第4項又は第1

は第4項又は第15条の5第3項若しくは第7項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、大阪府が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの)に限る。次号において同じ。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)

5条の5第3項若しくは第7項の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第11条の5の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、一般被保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。

2 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第11条の5の4 前条の所得割額は、一般被保険者の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第11条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。この場合において、第3号イ又はウに掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額)

第11条の5の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定

第11条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、世帯主及びその世帯に属する者のうち、被保険者であるものについて算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

2 (略)

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第11条の5の4 前条第1項の所得割額は、被保険者の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第11条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。この場合において、第3号イ又はウに掲げる額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

第11条の5の6から第11条の5の9まで 削除

した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第11条の5の7 前条の所得割額は、退職被保険者等の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に第11条の5の5第1項第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)

第11条の5の8 第11条の5の6の被保険者均等割額は、第11条の5の5第1項第2号に定める額と同額とする。

(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)

第11条の5の9 第11条の5の6の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 次号又は第3号に掲げる世帯以外の世帯 第11条の5の5第1項第3号アに定める額

(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属する世帯であって特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの
(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第11条の5の5第1項第3号イに定める額

(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者等の属す

る世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。） 第11条の5の5第1項第3号ウに定める額

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第11条の5の10 第11条の5の3又は第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額と第11条の5の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第14条及び第15条の2において同じ。）は、220,000円を超えることができない。

（介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額）

第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額（第15条の2第4項又は第15条の5第4項若しくは第8項の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

（後期高齢者支援金等賦課限度額）

第11条の5の10 第11条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額は、220,000円を超えることができない。

（介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課総額）

第11条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額（第15条の2第4項又は第15条の5第4項若しくは第8項の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「介護納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（賦課期日後における納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第14条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第9条の2、第11条の2、第11条の5の3若しくは第11条の5の6の額（その額（基礎賦課額又は後期高齢者支援金等賦課額をいう。次項において同じ。）については、被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸付けを受ける貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（賦課期日後における納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合）

第14条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった場合における当該納付義務者に係る第9条の2 若しくは第11条の5の3の額（被保険者数が増加し、若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）、第11条の7の額、第15条の2

く。)又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)、第11条の7の額、第15条の2第1項各号に定める額又は同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日又は特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条の2、第11条の2、第11条の5の3、第11条の5の6若しくは第11条の7の額、第15条の2第1項各号に定める額又は同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の

第1項各号に定める額又は同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となり、若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条の2、第11条の5の3若しくは第11条の7の額、第15条の2第1項各号に定める額又は同条第3項若しくは第4項の規定により読み替えて準用する同条第1項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第15条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の

賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、第1項各号イを除き、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第15条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最

賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1)～(3) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の5の3」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、第1項各号イを除き、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第15条の4 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最

初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第3項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条第1項第2号又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を控除して得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第3項」とあるのは「第4項において読み替えて準用する第3項」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条第1項第2号又は第11条の4」とあるのは「第11条の5の5第1項第2号又は第11条の5の8」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第15条の2の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第11条第1項第2号又は第11条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第15条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第3項に規定する場合を除く。）における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げた額）を控除して得た額とする。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第3項」とあるのは「第4項において読み替えて準用する第3項」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条第1項第2号」とあるのは「第11条の5の5第1項第2号」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第15条の2の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第11条第1項第2号の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第15条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。）を控除して得た額

(2) (略)

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第11条第1項第2号又は第11条の4」とあるのは「第11条の5の5第1項第2号又は第11条の5の8」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第15条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「（第5項）とあるのは「（第7項において読み替えて準用する第5項）」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に

(2) (略)

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、同項第1号中「第11条第1項第2号」とあるのは「第11条の5の5第1項第2号」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第15条の5 当該年度において、世帯に出産被保険者（政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合（第5項に規定する場合を除く。）における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1)・(2) (略)

2 (略)

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「（第5項）とあるのは「（第7項において読み替えて準用する第5項）」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の5の3」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」

定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「（第5項）とあるのは「（第8項において読み替えて準用する第5項）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第15条の2の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条の2又は第11条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1)・(2) (略)

6 (略)

と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において同じ。」と、「（第5項）とあるのは「（第8項において読み替えて準用する第5項）」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第15条の2の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第9条の2の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に定める基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の5の3又は第11条の5の6」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2又は第11条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の5の3」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の5の10に定める後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条の2」とあるのは「第11条の7」と、「第11条の5に定める基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の10に定める介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と読み替えるものとする。

<議案第54号 堺市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例>

堺市消防団員等公務災害補償条例（平成20年条例第34号）新旧対照表

現行	改正後（案）														
<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 支援隊長等又は消防作業従事者若しくは救急業務協力者（以下「消防作業従事者等」という。）が公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="237 1257 1106 1351"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年未満</td> <td>10年以上20</td> <td>20年以上</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20	20年以上	<p>（補償基礎額）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2) 支援隊長等又は消防作業従事者若しくは救急業務協力者（以下「消防作業従事者等」という。）が公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務により、若しくは消防作業に従事し、若しくは救急業務に協力したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4（略）</p> <p>別表（第5条関係）</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1" data-bbox="1133 1257 2002 1351"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年未満</td> <td>10年以上20</td> <td>20年以上</td> </tr> </tbody> </table>	階級	勤務年数			10年未満	10年以上20	20年以上
階級		勤務年数													
	10年未満	10年以上20	20年以上												
階級	勤務年数														
	10年未満	10年以上20	20年以上												

		年未満				年未満	
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円	団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円	分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円	班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円
備考 (略)				備考 (略)			

令和6年第1回市議会（定例会）
議案（条例関係）新旧対照表

（付議案件綴及び同説明資料綴 その8）

令和6年2月 発行

編集・発行 堺市財政局財政部資金課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号

Tel 072-233-1101

URL <https://www.city.sakai.lg.jp/>

配架資料番号

1-B2-23-0059

